

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにいじめ防止基本方針を定める。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3ヶ月を目安とする）

②被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認するようにする。

（2）組織（生徒指導委員会）の設置

ア 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭、低中高学年代表学級担任、特別支援教育COからなるいじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置する。

また、「生徒指導委員会」に中学校区または県や市のカウンセラーを加えて構成することもある。

イ 役割

この会を相談、通報の窓口とし、児童の現状や指導についての情報交換を行うと共に、いじめの判断、いじめ防止等の対策を提起、取り組みの検証を行う。この会は、月1回の定期的な開催をする。

（3）関係機関との連携

必要に応じ、以下の関係機関との連携を図る。

- | | | |
|---------------|----------------------|---------------|
| ・飯塚市教育委員会 | ・飯塚市教育研究所（SC、SV・SSW） | ・飯塚警察署 |
| ・筑豊教育事務所教育相談室 | ・飯塚サポートセンター | ・鯉田地区青少年健全育成会 |
| ・鯉田地区主任児童委員 | ・要保護児童対策連絡協議会 | |

(4) 報告体制と緊急対応マニュアル

いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとするため、児童や保護者からの訴えやアンケート調査等で、いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する必要がある。報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、生徒指導委員会が中心となって、いじめられた児童の支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図る。

【いじめ問題の対応マニュアル】

【いじめの基本認識】

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童の立場に立ち、全力でその児童を守り、問題の解決を図る。

いじめられた児童からの事実確認および保護者への対応

- ・ 管理職に報告し、関係職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任と一緒に同行するなど、複数で対応する。

〔児童〕

- ・ 児童の思いや願いを詳細に聴く。
- ・ いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聴きながら事実確認をする。

〔保護者〕

- ・ 保護者の思いをしっかり聴き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
- ・ 児童と保護者に、学校で安心して生活ができるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

対応・指導方針の決定および役割分担

- ・ いじめ問題対策委員会で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の対応・指導方針および指導内容、役割分担について決定する。

いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・ 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際にはメモをとり、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・ いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・ 周囲の児童から聞き取る際には、例えばグループで面接し、「困っている友達はいないかな」など問いかけから聞き取りをするなどの工夫を行う。

いじめた児童・保護者への対応

- ・ 家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・ 児童に対し、確認した事実に基づき、行った行為およびその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。
- ・ 保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。

- ・ 保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方について助言する。

学年・学級全体への指導

- ・ いじめられた側のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・ いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了承を得て行う。

指導の継続

- ・ 担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して3か月間以上児童の様子を見守る。
- ・ 関係した児童の様子についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

関係機関との連携

- ・ 児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、相談機関やスクールカウンセラーと連携を図る。
- ・ 暴力や恐喝を伴ういじめについては、警察と連携を図る。

未然防止のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

いじめ・不登校対策委員会を開催し、教師の認識を高める取り組みや児童の悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換により、いじめの早期発見に向けた取り組みを充実する。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日頃から折に触れ児童に示すとともに、児童会活動や学級活動を通じて、いじめを見かけたら児童がその場で注意することができる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人一人と話し合う機会を多くもつ。

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、連絡体制を確立しておく。

(5) 教員研修

- 4月・・・学校いじめ防止基本方針の共通理解及び適切な認知に関する研修を4月はじめに実施する。
- 7月・・・講師を招聘した研修会において指導の向上と資質を高める。(夏期休業期間)を実施する。

(6) いじめの未然防止、いじめの早期発見への取組

ア いじめの未然防止の取組

- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心、お互いを信頼・尊重し合う心豊かな人間関係などを育てる。
- エンカウンター活動等で、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

イ いじめの早期発見の取組

- いじめに特化したアンケート調査を月1回実施し、それに基づいた教育相談設を実施する。
- 相談ポストを設置し、月に一回教頭がチェックし、いじめの未然防止に活用する。
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携し、保護者向けのアンケート調査を年2回（6月・10月）の実施

ウ いじめの早期対応の取組

- いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた児童、知らせてくれた児童の安全を確保し組織的な対応を行う。関係機関（警察等）との連携
- いじめに関する通報・相談のための体制を整備、組織、指導体制の整備（1・2・3次対応）
- いじめ対応に関わる教職員の対応能力の向上を図る
- 「日頃から」家庭、地域、関係機関との連携を図る体制を構築しておく。

エ 重大事態への対処

○ 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した場合、直ちに飯塚市教育委員会にその旨を報告する。
- ・ 直ちに生徒指導委員会を開催し、いじめ対応に関する方針を定め、調査等を行う。（別紙3・4）
- ・ 調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（7）ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育の実施
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

（8）教育相談体制

- 飯塚市や中学校区でのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

（9）保護者・地域等への働きかけ

- 「家庭向けいじめチェックリスト」を配付し、児童の観察・啓発を呼びかける等、福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組を推進する。
- インターネットやスマホ等の情報機器を通じて行われるいじめ防止に向け、親子で学ぶ情報モラル教室を実施する。いじめ問題に関するPTA成人教育講座や懇談会等による研修の実施。
- 保護者向けのいじめアンケート調査を年2回（6月・10月）実施する。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページや掲載するとともに保護者会で周知させる。

（10）取組状況の評価

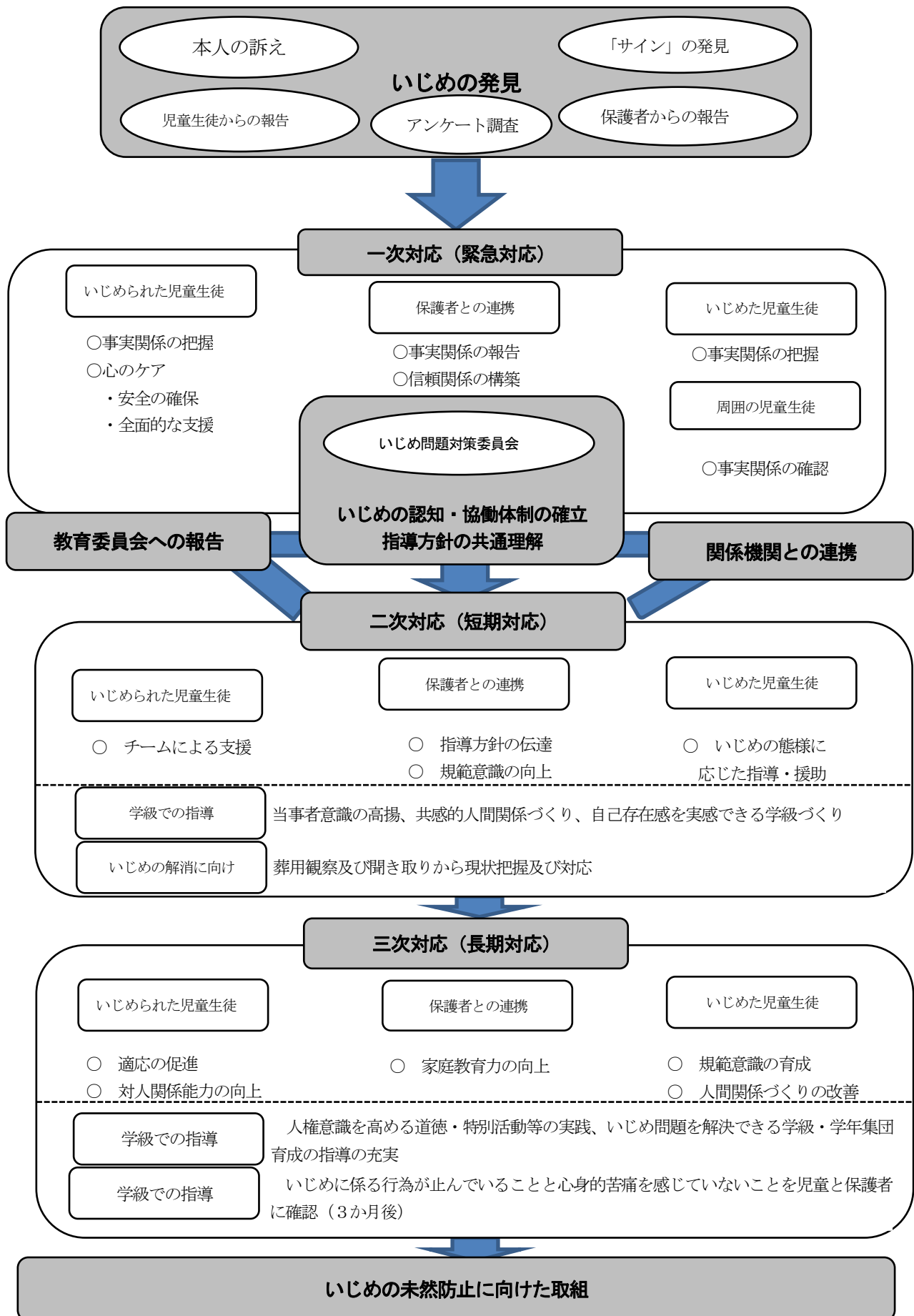
学期末、及び、年度末に取り組みについての評価、分析、改善を行う。

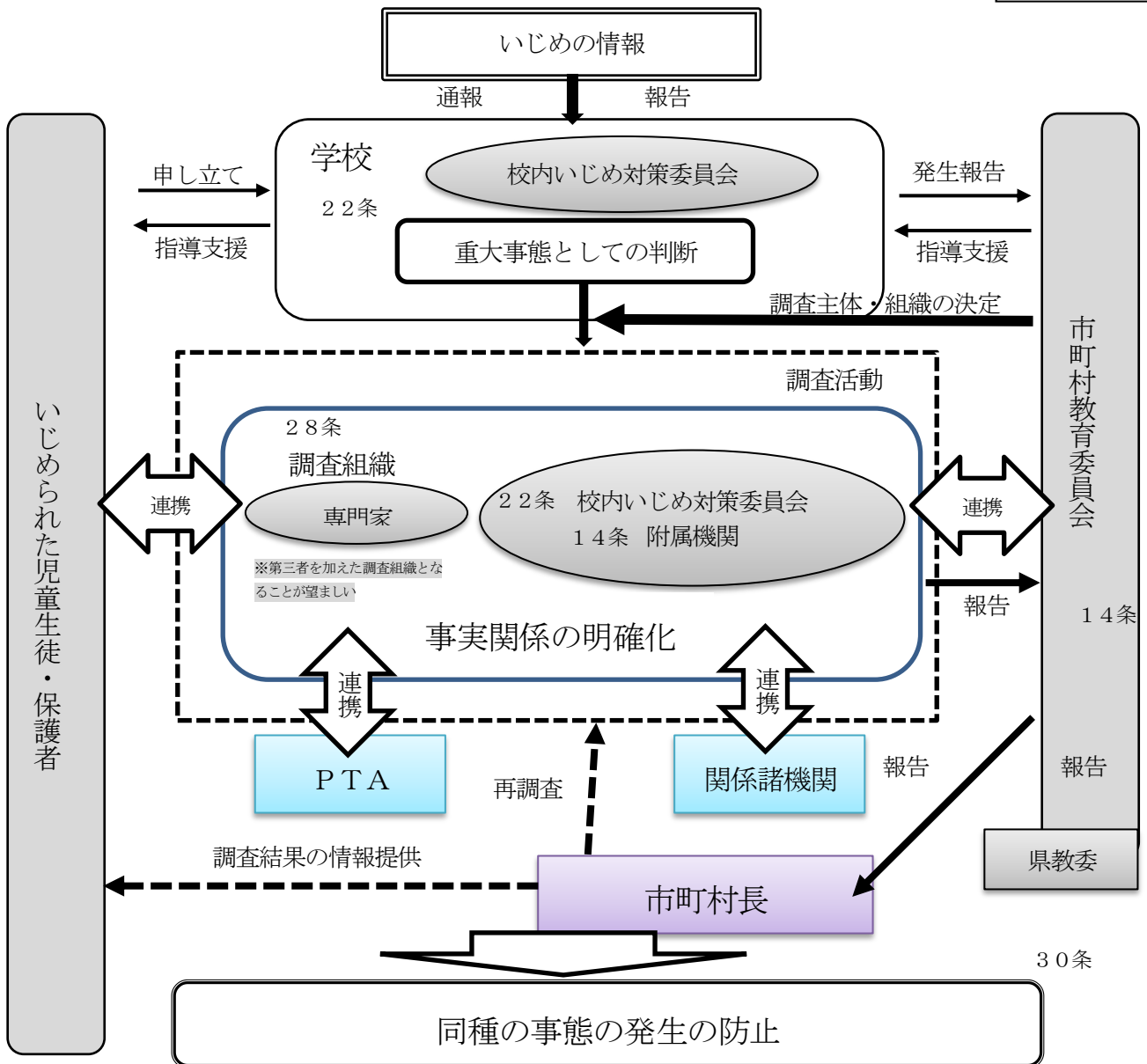
（11）学校評価、教員評価

アンケート等による学校評価

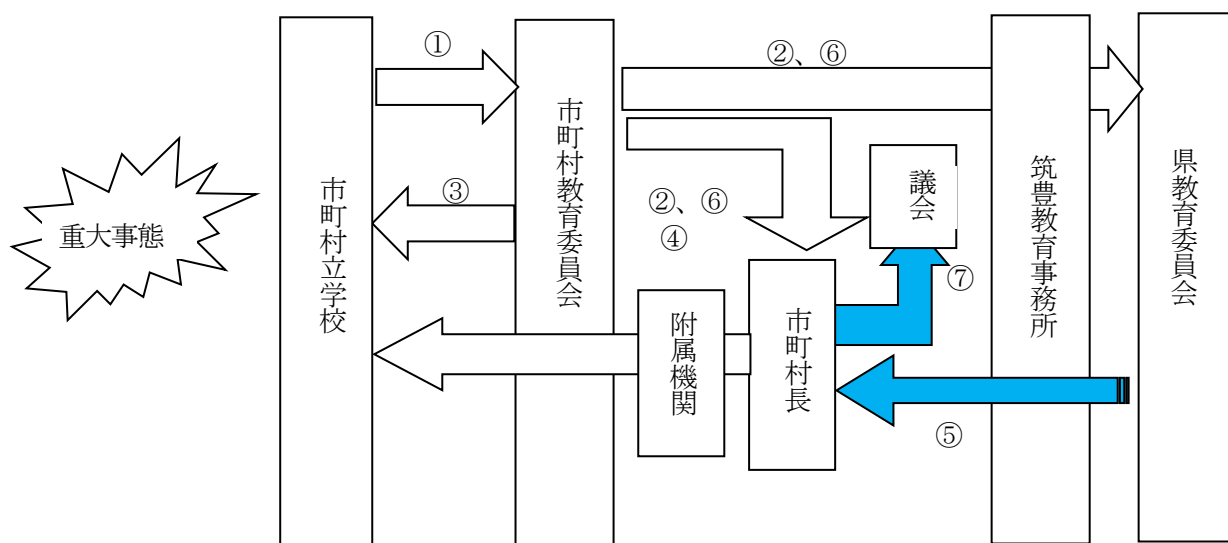
★ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回) (◆学期1回程度) (●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動の推進 (●年間)	取組の評価
4月	・いじめと報告の在り方の周知 ●児童の実態把握 ●相談ポスト ▲	*生徒指導委員会 ・児童生徒理解のための職員会議	●いじめを生まない教育活動の推進	
5月	◇「いじめアンケート」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会		
6月	◇「いじめアンケート(無記名)」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会	・いじめ撲滅への啓発 ・早期発見のため保護者用いじめアンケート調査	
7月	◆「学校生活アンケート」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会 ・児童生徒理解のための職員会議 ・いじめ・不登校児の支援についての研修		・1学期の取組の評価
8月		・SCを講師として招聘した研修会		
9月	◇「いじめアンケート(簡易版)」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会		
10月	◇「いじめアンケート(無記名)」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会	・いじめ撲滅への啓発 ・保護者用 いじめアンケート調査	
11月	◇「いじめアンケート(簡易版)」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会		
12月	◆「学校生活アンケート」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会		・2学期の取組の評価
1月	◇「いじめアンケート」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会		
2月	◇「いじめアンケート(簡易版)」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施	*生徒指導委員会		
3月	◇「いじめアンケート(無記名)」調査、及び、それに基づいた教育相談の実施 ▼	*生徒指導委員会		・年間の取組の評価





重大事態が発生した場合、市町村立学校は、直ちに当該市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は市町村長及び県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 調査組織（学校の設置者か学校）の決定及び調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）